

岩手県告示第 580 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
菜園循環器内科医院	盛岡市菜園一丁目 4 番 7 号	平成 18 年 3 月 31 日
鈴木眼科医院	奥州市水沢区寺小路 9 番地 1	平成 18 年 2 月 28 日
川井村国民健康保険小国診療所	下閉伊郡川井村大字小国第 20 地割 43 番地	平成 18 年 3 月 31 日